

## 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合規則第4号

職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の休暇に関する規則（平成27年規則第24号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 2 病気休暇の単位は1日とする。ただし、定期的な診断又は治療を受けることが生命の維持のために必要であると任命権者が認めるときは、1時間を単位とすることができる。

第4条第1項第12号中「場合」を「場合又は職員が当該職員と性別が同一である者と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係として任命権者が定める関係を有することとなる場合」に改め、同項第14号中「配偶者」を「配偶者等（配偶者）」に、「以下同じ。）」を「）又は当該職員と性別が同一であって当該職員と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係として任命権者が定める関係にある者をいう。以下同じ。）」に改め、同項第16号中「配偶者」を「配偶者等」に改め、同項第17号中「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」を「中学校就学の始期に達するまでの」に、「配偶者」を「配偶者等」に改める。

第5条第1項第2号中「配偶者」を「配偶者等」に改める。

第5条第1項に次の1号を加える。

- (3) 当該職員と性別が同一であって当該職員と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係として任命権者が定める関係にある者及びその者の父母及び子

別表第3中「配偶者」を「配偶者等」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の休暇に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

2 この規則の適用の日前に使用されたこの規則による改正前の職員の休暇に関する規則第4条第1項第12号から第14号まで、第16号及び第17号の規定による特別休暇は、それぞれ改正後の規則第4条第1項第12号から第14号まで、第16号及び第17号の規定による特別休暇として使用されたものとみなす。